

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 84 号）

- 件 名 添付書類に記載した対象工事の工事設計書について、その予定価格を算定するために使用された依頼書等各一式の部分開示決定処分及び非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開 示 請 求 年 月 日 令和 6 年 5 月 15 日
- 実施機関の決定日 令和 6 年 5 月 29 日 他
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（農林水産企画課 他）
- 決 定 内 容 部分開示決定又は非開示決定
- 非 開 示 理 由 特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため 他
当該文書が存在しないため
- 審 査 請 求 年 月 日 令和 6 年 7 月 16 日
- 審 査 請 求 の 内 容 以下の裁決を求める。
『処分を取り消し、「開示をしない部分及び理由」のうち一部の部分を開示する。』
『処分を取り消し、「開示をしない理由」の記載内容を改める。』
『処分のうち案件 2 及び案件 9 の処分を取り消し、教示の内容の一部を改める。』
- 諮 問 年 月 日 令和 7 年 1 月 7 日
- 答 申 年 月 日 令和 8 年 7 月 30 日
- 争 点 条例第 7 条第 3 号ア及びイ、同条第 5 号、同条第 6 号の該当性
非開示決定処分の妥当性、理由付記の程度 他

○審 査 会 の 判 断

<結 論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和 6 年 6 月 3 日付け高土氷第 47 号（以下「本件処分 2」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け富士セ秘第 10236 号（以下「本件処分 4」という。）、令和 6 年 6 月 13 日付け河第 90 号（以下「本件処分 5」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け企水第 35 号（以下「本件処分 6」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け高土氷第 49 号（以下「本件処分 10」という。）、令和 6 年 7 月 2 日付け高振第 275 号（以下「本件処分 11」という。）、令和 6 年 6 月 24 日付け新振第 190 号（以下「本件処分 14」という。）、令和 6 年 5 月 30 日付け砺土セ第 67 号（以下「本件処分 16」という。）、令和 6 年 6 月 19 日付け砺振第 190 号（以下「本件処分 18」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け富士セ秘第 10236 号（以下「本件処分 20」という。）、令和 6 年 5 月 31 日付け富振第 197 号（以下「本件処分 22」という。）及び非開示決定処分（令和 6 年 6 月 3 日付け企水第 35 号（以下「本件処分 7」という。））は妥当ではあるが、非開示決定処分（令和 6 年 7 月 2 日付け高振第 275 号（以下「本件処分 1」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け高土氷第 47 号（以下「本件処分 3」という。）、令和 6 年 5 月 29 日付け高土セ第 10287 号（以下「本件処分 8」という。）、令和 6 年 5 月 30 日付け

高土小第 33 号（以下「本件処分 9」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け新土セ第 150 号（以下「本件処分 12」という。）、令和 6 年 6 月 3 日付け新土入第 44 号（以下「本件処分 13」という。）、令和 6 年 6 月 24 日付け新振第 190 号（以下「本件処分 15」という。）、令和 6 年 5 月 30 日付け砺土セ第 67 号（以下「本件処分 17」という。）、令和 6 年 5 月 29 日付け富士セ秘第 10237 号（以下「本件処分 19」という。）、令和 6 年 5 月 30 日付け富士立第 70 号（以下「本件処分 21」という。）、令和 6 年 5 月 31 日付け伏港第 3015 号（以下「本件処分 23」という。）は理由の提示に不備があるため、取り消すべきである。

＜理 由＞

1 本件処分について

実施機関は、対象工事の工事設計書における、その予定価格を算定するために使用された依頼書等各一式について、条例第11条第 1 項の規定に基づき部分開示決定処分及び同条第 2 項の規定に基づき非開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、個人に関する情報に該当するとして非開示とされた部分を除き実施機関が行った本件処分 1～23を不服とし、その取消しを求めている。そこで、以下において、部分開示決定処分を行った本件処分 2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び 22並びに非開示決定処分を行った本件処分 1、3、7、8、9、12、13、15、17、19、21及び 23の妥当性について検討することとする。

2 条例第 7 条第 3 号の該当性について

条例第 7 条第 3 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、同号ア又はイに掲げるものを非開示と規定しているため、まず、本件開示請求に係る情報の同号ア及びイの該当性について検討する。

(1) 条例第 7 条第 3 号アの該当性について

条例第 7 条第 3 号アは、非開示情報として、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と規定している。

このうち「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、生産技術上又は販売営業上の情報で公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるものをいう。

また、「正当な利益を害するおそれがあるもの」かどうかの判断は、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別、具体的に慎重に検討したうえで行うものとし、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められる。

本件について検討すると、一般に見積金額の算定に当たっては、見積書を作成した事業者が見積依頼者との取引上の関係や当該見積項目に対し、要求される仕様・性能を判断し、調達又は製造等に必要な費用の計上について検討を行った後に算定するものであって、事業者の独自のノウハウに基づいて作成されるものであり、どの事業者がどのような見積金

額を算定したかを公にすることは、当該事業者のノウハウを開示することと同じこととなるため、見積事業者が特定されることは生産技術上又は販売営業上の情報が公にされることとなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。見積書に記載されている見積事業者の情報（法人名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、ロゴ、URL等）の開示により、見積事業者が特定されることで、生産技術上又は販売営業上の情報が公にされることとなり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法的保護に値する蓋然性があるものと認められることから同号アに該当し、非開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は事業者自体の法人名や代表者名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、ロゴ、URL等は一般に公開されている情報であるから、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないので開示すべきと主張するが、事業者名そのものが非開示情報なのではなく、見積書を作成した事業者が公になることで当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるため非開示としているのであり、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 条例第7条第3号イの該当性について

条例第7条第3号イは、非開示情報として「実施機関の要請を受けて、公にしない条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定している。

ここで言う「公にしない」とは情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して当該情報を提供しない条件を意味し、また特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれるとされる。

また、「条件」については、公にしないとの条件で実施機関から申し入れた場合も法人等から申し出た場合も含まれるが、いずれも双方の合意により成立し、条件を設ける方法としては黙示的なものも含まれるとされる。

さらに「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等が属する業界、業種等の慣行に照らして非開示とすることが通常行われているかどうかを判断するものとされている。

本件について検討すると、実施機関は見積依頼の際、見積依頼書又は見積依頼書の別紙である仕様書に設計歩掛に採用された場合には開示されることを条件に付して見積依頼をし、提出されていることから、採用されない場合には開示されない旨合意していると考えられ、よって採用されない場合は開示に同意していないと解釈することは妥当である。また見積依頼書がない場合や見積依頼書及び仕様書の両方に記載がない場合においても実施機関は同様の趣旨、条件で見積依頼をし、見積書の提出を受けていることは弁明書等から認められ、記載の有無について区別する理由はないことから、同イに該当し、非開示としたことは妥当である。

3 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号では、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法

人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの等を非開示とすることを規定している。

ここでいう「審議、検討等に関する情報」については、行政における意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、同号に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等の情報が公になると、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがある場合は、同号の該当性を検討する必要がある。

本件について検討すると、工事の予定価格は落札後に公表されるものであることから、行政における意思決定が行われた後のため、当該意思決定そのものに影響を及ぶことはなくなることから、同号に該当することは少なくなると考えられるが、当該工事の見積書が将来予定されている同種の工事の予定価格の検討等に当たっての意思決定の前提や一部の構成要素になることは想定されるところである。また、当該検討等の情報が公になると、将来予定されている同種の検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれについて、事業者にとって生産技術上又は販売営業上の重要な情報である見積内容が、将来的に公になる可能性がある場合、見積書の提供を拒まれることにより、将来予定されている同種の意思決定（見積徴収による予定価格の設定）に不当な影響を与えたとのおそれは実質的なものであり、法的保護に値する蓋然性があるものと認められることから、同号に該当し、非開示としたことは妥当である。

4 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非開示情報とする旨規定されている。

実施機関は、見積事業者名が開示されると、今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の依頼先を容易に推測できることとなり、依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示するおそれがあり、適切な単価設定が妨げられ、ひいては適正な額での契約が困難になり県の財産上の利益が損なわれることとなる。よって、「見積結果一覧表の見積事業者名」は契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものに該当する非開示情報であると主張している。

本件について検討すると、落札金額や契約の相手方、見積結果一覧表の見積事業者名が開示されると、今後、見積依頼を受けた事業者は自社以外の依頼先を容易に推測でき、依頼を受けた事業者間で示し合わせて不当に高い見積を提示することで、適切な単価設定が妨げられ、適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれることとなるおそれは、法的保護に値する蓋然性があるものと認められることから、同号イに該当し、非開示としたことは妥当である。

5 非開示決定処分の妥当性について

実施機関が非開示決定処分とした本件処分1、3、7、8、9、12、13、15、17、19、21及び23については、実施機関の弁明書や審査会での意見聴取によれば、本件開示請求に係る対象公文書は存在しないと認められることから、非開示決定としたことは妥当である。

6 理由付記の程度について

(1) 部分開示決定処分における理由付記について

審査請求人は、公文書部分開示決定処分には、開示しない部分とその理由が十分に記載されておらず、開示請求者において、根拠とともに了知し得るものでなければならないが処分庁の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第13条の2第1項の理由付記等の規定及び富山県行政手続条例第8条第1項の理由の提示に違反しており、不当な処分と主張する。

理由の提示は、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が拒否の理由を明確に認識しうるものであることがあり、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されていることかを示すことが求められる。

本件について検討すると、本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22では、開示をしない部分それぞれについて条例上の根拠条項に加え、非開示情報の内容が明らかにならない限度で請求者が理由を了知しうる程度には示されていると認められる。

(2) 非開示決定処分における理由付記について

審査請求人は、公文書の不存在を理由とする非開示決定に際しては、単に対象公文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成または取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該公文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められ、全ての非開示決定通知書の処分は、瑕疵があり違法な処分であると主張する。

非開示決定における理由付記については、富山県情報公開条例の解釈及び運用基準においても、開示請求のあった公文書を作成していないため開示をしない理由について、「『公文書を保有していないとき』は、『作成していない』、『受領していない』、『保存期間が満了し、廃棄した』等、保有していない理由を具体的に提示するものとする」としている。

本件について検討すると、単に「指定された公文書が不存在のため」又は「当該文書が存在しないため」と記載した本件処分1、3、8、9、12、13、15、17、19、21及び23については、当該公文書を保有していない理由を具体的に提示しておらず不備があるものと認められる。

一方、「該当公文書を作成していないため」と記載した本件処分7については、審査請求人が主張する技術支援業者が作成した書類を受領することは想定されないと認められることから、当該公文書を保有していない理由を具体的に提示しており妥当である。

7 審査請求人のその他の主張等について

(1) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

条例第15条第1項では、開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる」と規定している。

本件について検討すると処分決定前に同条第1項の規定に基づき見積依頼事業者に意見聴取を行う必要があったかについては、同項の規定は、実施機関が開示決定等について、よりの確な判断を行うために意見聴取するか否かを実施機関の判断に委ねた任意的意見聴取の規定であり、同条第2項は、第三者の生命生活等を保護するために公開が必要な場合又は公益上の理由により裁量的公開を行う場合に意見書を提出する機会を与えなければならないとする義務的意見聴取の規定である。本件対象公文書の非開示情報は、同項の義務的意見聴取の要件に該当しておらず、また同条第1項の任意的意見聴取は、開示する場合、よりの確な判断を行うため、第三者の意見書を提出する機会を与えることを定めたものであり、あくまで実施機関の判断に委ねられて実施するものであることから、意見聴取を実施していない本件処分2、4、5、6、10、11、14、16、18、20及び22は違法であるとする審査請求人の主張は採用することはできない。

(2) 富山県情報公開条例の解釈及び運用基準について

富山県が定める富山県情報公開条例の解釈及び運用基準は、富山県行政手続条例第5条の規定に基づき、条例に則った解釈及び運用の基準を定め、実施機関が公文書開示事務を行うにあたり統一的な判断ができるように策定されたものである。よって、条例や規則ではなく単に県の内部で定められた運用にすぎない基準を根拠とした処分（弁明）は、条例の規定による処分（弁明）ではなく違法な処分（弁明）であるとする審査請求人の主張は採用することはできない。

(3) 著作権法との関係について

審査請求人は、見積書が著作権法に規定する未公表の著作物であるとし、見積書を作成した法人からその開示に反対する旨の意思表示がなかったことをもって見積書を開示すべき旨主張しているとみられるが、見積書の開示・非開示はあくまで条例に定められた非開示事由の有無によって判断されるべきものであるから審査請求人の主張は採用できない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

このほか、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

○調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
-------	-----

令和7年1月7日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年12月2日 (第210回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
令和8年1月15日 (第211回審査会)	・審議
令和8年2月9日 (第212回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和8年2月17日 (第213回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和8年3月24日 (第214回審査会)	・審議
令和8年5月26日 (第215回審査会)	・審議
令和8年6月30日 (第216回審査会)	・審議
令和8年7月30日 (第217回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
上 田 祐 正	富山県商工会議所連合会常任理事	
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	元 富山市社会福祉協議会専務理事	
廣 野 聡	弁護士	